

助成対象となる防災資機材等

区分	品名
情報伝達用具	電池メガホン、ハンドマイク、携帯用無線機、ビブス及びその他これらに類するもの
消火用具	街頭用消火器及び格納庫、小型可搬式動力ポンプ、消火ホース、筒先及びその他これらに類するもの
救出、障害物除去用具	チェーンソー、エンジンカッター、ゴーグル、防塵マスク、リヤカー、梯子、大バール、のこぎり、スコップ、つるはし、なた、ロープ、大ハンマー、鉄線ばさみ、防災ジャッキ、救助用具セット、救命胴衣、工具箱及びその他これらに類するもの
救護用具	担架、毛布、AED（自動体外式除細動器）、車いす、救急セット（ただし、5年以上の有効期限を有するもの）及びその他これらに類するもの
避難用具	強カライト、小型発電機、ポータブル電源、スマートフォン用充電器、投光器、コードリール、災害用トイレ及びトイレ用テント、汚物処理セット、扇風機、ストーブ、災害用テント及びその他これらに類するもの
給食、給水用具	給水タンク・袋（持ち運びできるもの）、緊急用ろ水機、飲料用水槽、炊事・給食器具一式及びその他これらに類するもの
その他の用具等	防災資機材倉庫及びその他これらに類するもの並びに町長が特に必要と認めたもの

- ※1 この他の消耗品・備蓄食料は、助成対象外です。
- ※2 集会所等の備品である消火器は、助成対象外です。
- ※3 助成対象の資機材であっても個人に配付する場合は、助成金の対象となりません。
- ※4 資機材の修繕費についても対象となりません。